

先の参院選では、日本では初めてインターネットによる選挙運動が解禁になった。ネット選挙の効果は結果にも反映された。追い風の自民党と向かい風の民主党はネット上での国民からの反応にも明暗が分かれた。また、無名の候補者がSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）上でこまめに対応することにより、多くの支持を集めるという現象も起きた。

これまの選挙では投票率が高い高齢者層に受けがよい政策をマニフェストに盛り込んできた。今後は若い世代の投票率が高くなれば当選する確率が上がるので、マニフェストも若い世代に受けのよい内容に変わってくると思われる。官僚にとっては社会保障費が削減できることは喜ばしいことなので、今後は高齢者の社会保障費はどんどん削減する方向になるだろう。社会保障費の世代間のバランスが変わってくるように、ネット選挙の解禁によって政策が変わる時代になることが予想される。ネット選挙も世論の反映であり、それはそれで歓迎すべきことではあるが、これからの3年間でネット選挙のコンサルタントがマニフェスト作成に絡んでくる時代になるのではないだろうか。

首相官邸は昨年10月からSNSの「LINE」による政府公報を始めた。「LINE」は日本で4,500万人のユーザーが加入するSNSである。ゲームや情報アプリだけでなく、ファイル送信などユーザーの利用度は増している。官邸に倣い、ネット選挙を前に各政党は「LINE」の公式アカウントを取得した。このSNSでは、政府や政党からのメッセージの発信だけでなく、国民からのメッセージを受信して、国民がどのようなことに关心があり、どのような意見を持っているかを分析し、政策決定や選挙公報に利用できる。しかし、この「LINE」の運営会社は韓国企業の日本人である。

「それがどうした?」と思われるかも知れないが、本誌の読者で「通信の秘密」について詳しく理解

「通信の秘密」はどのくらい守られているか?

江原幸彦

している方は多くないのではないだろうか。もともと「通信の秘密」は、日本国憲法第21条第2項に「検閲は、これをしてはならない。通信の秘密はこれを侵してはならない。」とあり、憲法で公権力の検閲を禁止したものである。戦後は特に警察の検閲を禁止している。憲法発布当初は、電話や手紙程度の通信手段を想定していたため、「通信の秘密」を守る方法は限定されていた。電気通信事業法では「電気通信事業者の取り扱いに係る通信の秘密は、侵してはならない。」とあり、NTTや携帯電話などの電気通信事業者には「通信の秘密」を厳格に守らせている。

ところが、現行法では「LINE」「mixi」「GREE」「Facebook」などのSNS事業者は電気通信事業者法の適用外とされ、「通信の秘密」を義務づけていない。契約約款で謳ってあれば、運営会社は個人情報のやり取りを見ることができる。そこから情報収集して二次利用することも可能である。

つい最近、米国の元米中央情報局(CIA)職員が情報監視活動を暴露して、米国政府から訴追される事件が明るみになった。日本の情報も米国に筒抜けであることが想像できる。それらは非合法活動かと考えていたが、合法的に情報収集することが容易であることに改めて気付かされた。

SNS利用者は「大した情報はやり取りしていないので問題ない」と考えているかもしれないが、SNSでファイルのやり取りをしたとすれば、それをSNS事業者が取得することも現行法では可能である。それを二次利用する際に規制はかかる可能性はあるが、それをチェックする手段はない。つまり情報はだだ漏れということである。

恐らく政府も政党も国会議員もSNSを通しての個人情報のやり取りについて「通信の秘密」は保障されているものとして、特別に意識していないのではないだろうか。日本の政治家が率先して「LINE」を利用していれば、国民も「通信の秘密」は保障されていると勘違いしてしまう。日常

的にSNSを利用していれば、企業情報のやり取りについても「通信の秘密」の意識が低くなり、設計図書や契約書などのファイルのやり取りをSNSを通して行っているケースが皆無とは言えない。今後、便利なアプリ、ツールが充実してくれば、それを利用して工事写真やディテールのスケッチ、見積書や名簿をSNSを通してやり取りする可能性は高い。

SNSにおける個人情報の「通信の秘密」や情報収集の制限や二次利用については放置しているにもかかわらず、憲法で禁止している「検閲」の権限を警察に与え、プライバシーの侵害を許容しようということが現実化する可能性がある。2010年に起きた尖閣諸島沖漁船衝突映像のインターネット流出事件をきっかけに、「スパイ防止法」が形を変えて「秘密保全法」制定の動きがある。元CIA職員の情報監視活動の暴露事件は対岸の火事ではなく、日本で憲法違反に抵触する情報監視活動＝検閲を合法化しようすることに国民はもっと関心を払うべきであるが、あまり話題になっていない。

政治家同士のやり取りも企業秘密も国内外のSNS企業を通してだだ漏れであり、場合によってはかの「秘密保全法」で規定されないと国家機密もだだ漏れの可能性がある。某検索サイトは、検索ワードによって誰が選挙に立候補するか、誰と誰が密会しているかがタイムリーに分かるらしい。国民にとっては日本の政治事情がはだだ漏れ状態の方が幸福かもしれないが、日本の知的財産までだだ漏れだとすると経済的損失は計り知れない。日本人も企業ももう少し、秘密保持について神経を払うべきではないだろうか。町内会の個人情報の保護には神経質でも、企業秘密については無頓着なのはいかげなのだろうか。今後、ビッグデータの取り扱いとともに、情報管理のガイドラインが必要である。

- 「LINE(ライン)」の首相官邸公式アカウント、本日開設!
http://www.kantei.go.jp/jp/headline/news_line.html
- LINE 自民党公式アカウントがスタート
<https://www.jimin.jp/activity/news/120869.html>
- 「クラウド/ビッグデータ時代の「通信の秘密」、再構築の必要性」
<http://www.icr.co.jp/newsletter/view/2013/view201310.html>
- 秘密保全のための法制の在り方について
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/jouhouhozen/housei_kaigi/pdf/10110808_houkoku.pdf
- 秘密保全法制とは?
<http://www.nichibenren.or.jp/activity/human/secret/about.html>



マンガ=上田隆

えはら・こういち | 木の建築設計

1962年東京都生まれ。1987年東京理科大学建築学科卒業。1996年木の建築設計設立